平成29年12月20日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
富山県知事(6)第00620号	林　　直樹

平成29年12月20日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
沖縄県知事(11)第00380号	有限会社城間商事

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成30年１月19日

農林水産大臣　齋藤　　健

1　礼文西地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成30年１月19日から平成30年２月８日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局稚内開発建設部及び礼文町役場

2　抜海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成30年１月19日から平成30年２月８日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局稚内開発建設部及び稚内市役所

3　大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成30年１月19日から平成30年２月８日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局函館開発建設部及び松前町役場

労　　働

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について

中央最低賃金審議会の労働者を代表する委員木住野徹から平成30年３月31日付けで辞任する旨の申出があったため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第１項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第３条第１項の規定に基づき候補者の推薦を求めることとしたので、関係労働組合は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者を推薦されたい。

平成30年１月19日

厚生労働大臣　加藤　勝信

中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1　推薦資格　労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第２条に規定する労働組合であること。

2　候補者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦資格を有する労働組合は別紙による推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。

①　候補者の履歴書　２部

②　中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書　１部

4　推薦締切日　平成30年２月９日

5　推薦書及び添付書類の提出場所　厚生労働省労働基準局賃金課（東京都千代田区霞が関１丁目２番２号）

別紙

平成　　年　　月　　日

住　　所（主たる事務所の所在地）

労働組合名（代　表　者　氏　名）　印

厚生労働大臣　加藤　勝信　殿

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者として次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属労働組合及び地位	所属職場及び地位	略歴	備考

（記入上の注意）　所属労働組合及び地位欄には、候補者の所属労働組合が多数ある場合には、その労働組合名及び地位を全部列挙して記入すること。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成30年１月18日をもって満了した。

平成30年１月19日

人事院人材局企画課長　岩崎　　敏

記

平成28年度海上保安学校学生採用試験（航空課程区分）

平成28年度海上保安大学校学生採用試験

平成28年度気象大学校学生採用試験

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された別表に掲げる地図及び簿冊を、同条第二項によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十八条の規定により公告する。

平成三十年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

行政区画、字又は地番区域の名称	測量した土地の地図及び簿冊の名称
北海道石狩市浜益区川下町、同区柏木町、同区毛陽町、同区浜益町、同区御料町、同区幌向町、同区実田町、同区聚富町、同区千代志別町、同区千代志別町、同区豊岡町、同区豊川町、同区豊沢町、同区豊実町、同区豊幌町、同区豊幌町、同区豊幌	